

# 13 税金の控除や減免

## (1) 所得税の障害者控除

### I どんな制度

所得税の障害者控除が受けられます。

### II 対象

本人、または同一生計配偶者や扶養親族が下表の障害者である場合。

なお、障害者であるかどうかは、原則その年の12月31日の現況で判定します。

### III 内容

所得税の計算上、所得から差し引かれる金額として、下表の控除額を差し引くことができます。

なお、同一生計配偶者や扶養親族が下表の特別障害者で、同居している場合には、特別障害者の控除額は、75万円となります。

区分	障害者	特別障害者
範囲	ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	ア 左のアのうち、重度の障害のある方
	イ 児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により知的障害者とされた方	イ 児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により重度の知的障害者とされた方
	ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が1級の方
	エ 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者と記載されている方	エ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級または2級の方
	オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの方
	カ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定を受けている方	カ 左のカのうち、重度の障害のある方
	キ いつも就床していて、複雑な介護を受けなければならない方	キ 左のキのうち、重度の障害のある方
ク 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上のア、イまたはエに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方	ク 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上のア、イまたはエに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方	
控除額	270,000円	400,000円

### IV 手続き方法

確定申告書、または扶養控除等申告書に記載して申告してください。

## V 問合せ先

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎南税務署	川崎区・幸区	210-8531	川崎区榎町 3-18	044-222-7531
川崎北税務署	中原区・高津区・宮前区	213-8503	高津区久本 2-4-3	044-852-3221
川崎西税務署	多摩区・麻生区	215-8585	麻生区上麻生 1-3-14	044-965-4911

※ 給与所得者で、年末調整で控除を受ける場合は、職場の給与担当係等が窓口になります。

## (2) 住民税（市民税・県民税）の障害者控除

### I どんな制度

住民税の障害者控除が受けられます。

### II 対象

所得税の障害者控除に準じます。

なお、障害者控除の対象であるかどうかは、前年の12月31日の現況で判断します。

### III 内容

控除額は障害者 260,000 円、特別障害者 300,000 円です。

同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、同居している場合には、特別障害者控除の金額に 23 万円を加算した金額を控除することができます。

また、障害者控除は、16 歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

なお、本人が障害者（1 月 1 日現在）で前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合は、住民税は非課税になります。

### IV 窓口

#### ① 各市税事務所市民税課市民税係・こすぎ市税分室市民税担当

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
かわさき市税事務所	川崎区・幸区	210-8576	川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 1 階	044-200-3882
こすぎ市税分室	中原区	211-8570	中原区小杉町 3-245 中原区役所 3 階	044-744-3231
みぞのくち市税事務所	高津区・宮前区	213-8576	高津区下作延 2-7-60	044-820-6560
しんゆり市税事務所	多摩区・麻生区	215-8576	麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウェンティワン 5 階	044-543-8958

#### ② 住民税を給与から差し引かれている場合は、勤務先の給与担当者、またはかわさき市税事務所法人課税課へ

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
かわさき市税事務所 法人課税課	全区	210-8576	川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 4 階	044-200-2212

### (3) 相続税の障害者控除

#### I どんな制度

障害者が相続や遺贈により財産を取得する場合、障害等級により一定の割合で控除を受けられます。

#### II 対象

85歳未満の法定相続人で、財産を取得したときに日本国内に住所がある方で、相続人本人が下表の障害者である場合

#### III 内容

障害者である相続人の相続税額の計算上、相続税額から控除する金額として、下表の控除額を差し引くことができます。

なお、控除額が障害者の相続税額を超える場合には、その超える部分の金額をその者の扶養義務者で同一の被相続人から相続または遺贈により財産を取得した者の相続税額から控除できます。

区分	障害者	特別障害者
範囲	ア 児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により知的障害者とされた方	ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方または児童相談所・知的障害者更生相談所等の判定により重度の知的障害者とされた方
	イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が2級または3級である方	イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害等級が1級の方
	ウ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が3級から6級までの方	ウ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級または2級の方
	エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める第4項症から第6項症までの方	エ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの方
	オ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、その障害の程度が上のアまたはウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方	オ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方で、精神または身体に重度の障害がある方として、上のアまたはウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方
	カ 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上のアまたはウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方	キ 精神または身体に障害がある年齢65歳以上の方で、その障害の程度が上のアまたはウに準ずるものとして地域みまもり支援センター長の認定を受けている方
控除額	100,000円 × (85歳 - 相続人の年齢)	200,000円 × (85歳 - 相続人の年齢)

#### IV 手続き方法

相続税申告書に記載して申告してください。

## V 問合せ先

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
川崎南税務署	川崎区・幸区	210-8531	川崎区榎町 3-18	044-222-7531
川崎北税務署	中原区・高津区・宮前区	213-8503	高津区久本 2-4-3	044-852-3221
川崎西税務署	多摩区・麻生区	215-8585	麻生区上麻生 1-3-14	044-965-4911

## (4) 軽自動車税（種別割）の減免

### I どんな制度

一定の障害のある方、または障害のある方と生計を一にする方が所有する軽自動車等（原動機付自転車、2輪の小型自動車および小型特殊自動車を含みます。）で、当該障害者が運転する軽自動車等、または当該障害者と生計を一にする方、常時介護する方が当該障害者のために運転する軽自動車等 1 台に限り、軽自動車税（種別割）の減免を受けられます。

### II 対象

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちで、精神通院に係る自立支援医療費の支給を受けている方

### III 内容

減免対象となる軽自動車等は次のとおりです。

対象となる軽自動車等		減免額	備考	
1	障害者が所有する軽自動車等	全額免除	減免台数は、障害者 1 人につき、軽自動車等または自動車を通じていずれか 1 台に限ります	
				専ら当該障害者が運転するもの
2	障害者のみで構成される世帯に属する障害者が有する軽自動車等			障害者と生計を一にする方が専ら当該障害者のために運転するもの
				障害者を常時介護する方が専ら当該障害者のために運転するもの
3	障害者と生計を一にする方が所有する軽自動車等	専ら当該障害者が運転するもの		
		障害者と生計を一にする方が専ら当該障害者のために運転するもの		
4	構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる軽自動車等 ※ 自動車検査証の車体の形状の欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」または「入浴車」と表示されているもの		上記の軽自動車等以外のものに限ります	

※ なお、生計を一にする方とは、原則として障害者と同居している方、障害者と扶養関係にある方をいいます。

### IV 手続き方法

軽自動車税（種別割）の納期限の5月末日（末日が土日の場合は翌開庁日）までにお近くの市税事務所市民税課管理係（市税分室管理担当）の窓口で申請してください。

※ 区役所では手続きできません。

## V 手続き書類

対象となる軽自動車等	減免申請に必要な書類等 <u>※ 詳しくは下記問合せ先までご連絡ください。</u>
1～3	① 軽自動車税（種別割）免除申請書（窓口にあります） ② 精神障害者保健福祉手帳 ③ 自立支援医療受給者証 ④ 運転免許証 ⑤ 軽自動車税（種別割）納税通知書 ⑥ （必要な方のみ）同一生計、または常時介護についての確認書類
4	① 軽自動車税（種別割）免除申請書（窓口にあります） ② 軽自動車税（種別割）納税通知書 ③ 自動車検査証（写しでも可）

## VI 問合せ先

各市税事務所市民税課管理係・こすぎ市税分室管理担当

名称	担当区	郵便番号	住所	電話番号
かわさき市税事務所	川崎区・幸区	210-8576	川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 2 階	044-200-3963
こすぎ市税分室	中原区	211-8570	中原区小杉町 3-245 中原区役所 3 階	044-744-3222
みぞのくち市税事務所	高津区・宮前区	213-8576	高津区下作延 2-7-60	044-820-6559
しんゆり市税事務所	多摩区・麻生区	215-8576	麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウェンティワン 5 階	044-543-8957



## (5) 自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（種別割）の減免

### I どんな制度

障害者、または障害者と生計を一にする者が所有し、通院や通学などの日常生活で、障害者のために専ら使用する自動車（障害者 1 人につき 1 台に限ります。他にも一定の要件があります。）に対する自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（種別割）を減免する制度です。

※ 個人名義の自家用車に限ります。

※ 軽自動車税環境性能割は市町村税となりますが、賦課徴収および減免事務については、当分の間、主たる定置場所在の都道府県が行います。

### II 対象

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

### III 内容

減免の対象となる自家用車は次のとおりです。

対象となる自動車（軽自動車）		減免額	備考
1	障害者が所有（取得）するもの	全額免除 ※限度額あり	減免台数は、障害者 1 人につき、軽自動車等または自動車を通じていずれか 1 台に限ります
	専ら当該障害者が運転するもの		
障害者と生計を一にする方が専ら当該障害者のために運転するもの			
2	障害者のみで構成される世帯に属する障害者が所有（取得）するもの	全額免除 ※限度額あり	減免台数は、障害者 1 人につき、軽自動車等または自動車を通じていずれか 1 台に限ります
3	障害者を常時介護する方が専ら当該障害者のために運転するもの		
	障害者と生計を一にする方が所有（取得）するもの		
3	専ら当該障害者が運転するもの	全額免除 ※限度額あり	減免台数は、障害者 1 人につき、軽自動車等または自動車を通じていずれか 1 台に限ります
	障害者と生計を一にする方が専ら当該障害者のために運転するもの		

### IV 限度額について

種別	限度額
自動車税（軽自動車税） 環境性能割	課税標準額で 300 万円を限度として減免します（税率が 3% の場合、限度額 9 万円）。課税標準額が 300 万円を超える場合は、その超えた部分の額に対する税額を納付していただきます。
自動車税（種別割）	年税額で 45,400 円を限度とします。

### V 手続き方法

お近くの県税事務所または駐在事務所窓口で、次の期限までに申請してください。

① すでに自動車をお持ちの方は自動車税（種別割）の納期限（5 月末日）

② 新たに自動車を取得した方は取得（登録）の日から 1 か月以内に手続きが必要です。

※ 自動車税（種別割）について上記の期限を過ぎて申請書を提出した場合は、申請の日の翌月分からの自動車税（種別割）が月割で減免されます。

## VI 手続き書類

- ① 減免申請書
- ② 障害者に係る自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（種別割）減免申請内容確認書
- ③ 精神障害者保健福祉手帳
- ④ 運転免許証
- ⑤ 自動車検査証
- ⑥ 自動車の所有者（納税義務者）と、運転者および障害者が生計を一にしていることが確認できる書類（別居の場合）、または常時介護についての確認書類

障害者の住所地から概ね半径 2 キロメートル以内に居住する障害者の親族については、親族であることが確認できる書類（戸籍謄本等）をもって生計を一にしていることが確認できる書類とすることができます。（半径 2 キロメートルを超えて居住している場合は、扶養していることなどを確認できる証明書類（障害者を扶養控除の対象としている所得税確定申告書の控えの写し等）が必要です。）

※ ご用意いただいた書類で申請内容が確認できない場合は、別の書類を提出（提示）していただく場合がありますので、詳しくは問合せ先までご連絡ください。

## VII 届出書の提出について

減免の承認後、障害者と生計を一にしなくなった場合や、自動車を障害者のために専ら使用しなくなった場合、施設入所された場合等、申請書の記載内容に変更が生じた場合は申請窓口への届出が必要です。

## VIII 問合せ先

名称	郵便番号	住所	電話
自動車税管理事務所川崎駐在事務所	210-0826	川崎区塩浜 3-24-2	044-276-0331
川崎県税事務所	210-8562	川崎区東田町 8 パレール三井ビルディング 20 階	044-233-7351
高津県税事務所	213-8515	高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 2 階	044-833-1231